改正 令和2年3月31日条例第15号

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例をここに公布する。 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関における医師の確保及び質の向上に資するため県が貸与する修学資金等の返還の免除について必要な事項を定めるものとする。

(返還の当然免除)

- 第2条 知事は、別に定める医師の修学資金等の貸与に関する規則(以下「規則」という。)に基づき次の各号に掲げる資金の貸与を受けた者(以下「資金の貸与を受けた者」という。)が当該各号に定める場合に該当するに至ったときは、当該資金の返還の債務の全部を免除するものとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)における修学のための資金であって、次のア又はイに掲げるもの それぞれ次のア又はイに定める場合
 - ア 規則で定める医療機関(以下「指定医療機関」という。)の医師として勤務しようとする者に対し貸与する資金 大学を卒業し、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する病院のうちから規則で定める病院(以下「指定臨床研修病院」という。)において同項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)を修了し、引き続き指定臨床研修病院において医師の専門性に関する研修(以下「専門研修」という。)を規則で定める期間修了した後、直ちに指定医療機関の医師として勤務した場合において、その引き続く勤務期間が当該資金の貸与を受けた期間に相当する期間の範囲内で規則で定める期間に達したとき。
 - イ 指定医療機関の規則で定める診療科(以下「指定診療科」という。)の医師として勤務しようとする者に対し貸与する資金 大学を卒業し、指定臨床研修病院において初期臨床研修を修了し、引き続き指定臨床研修病院において指定診療科の専門研修を規則で定める期間修了した後、直ちに指定医療機関の指定診療科の医師として勤務した場合において、その引き続く勤務期間が当該資金の貸与を受けた期間に相当する期間の範囲内で規則で定める期間に達したとき。
 - (2) 指定臨床研修病院における専門研修のための資金であって、指定医療機関の規則で定める特定の診療科(以下「特定診療科」という。)の医師として勤務しようとする者に対し貸与するもの 指定臨床研修病院において特定診療科の専門研修を規則で定める期間修了した後、直ちに指定医療機関の特定診療科の医師として勤務した場合において、その引き続く勤務期間が当該資金の貸与を受けた期間に相当する期間の範囲内で規則で定める期間に達したとき。
- 2 資金の貸与を受けた者が指定医療機関において専門研修を受けた場合は、当該専門研修を受けた 期間のうち知事が認めるものは、指定医療機関の医師として勤務した期間とみなす。この場合にお いて、前項第1号ア及びイ並びに第2号に規定する引き続く勤務期間の計算については、これを算 入する。
- 3 資金の貸与を受けた者が専門研修を修了した後、疾病、災害その他やむを得ない理由又は指定医療機関の規則で定める特別の事情により、指定医療機関の医師として勤務することができなかった期間がある場合は、その期間は、引き続き指定医療機関の医師として勤務した期間とみなす。この場合において、第1項第1号ア及びイ並びに第2号に規定する引き続く勤務期間の計算については、これを算入しない。
- 4 資金の貸与を受けた者で指定医療機関の医師として勤務するものが規則で定めるところにより知事の承認を得て指定医療機関以外の医療機関(大学を含む。以下この項において同じ。)に勤務し、当該勤務を終了した後、引き続き指定医療機関の医師として勤務した場合は、指定医療機関以外の医療機関に勤務した期間は、引き続き指定医療機関の医師として勤務した期間とみなす。この

場合において、第1項第1号ア及びイ並びに第2号に規定する引き続く勤務期間の計算については、これを算入しない。

- 5 第1項の規定は、資金の貸与を受けた者が指定医療機関の医師としての勤務に起因する死亡又は 心身の故障のため当該勤務を継続することができなくなった場合について準用する。
 - 一部改正〔令和2年条例15号〕

(返還の裁量免除)

- 第3条 知事は、前条第1項第1号イに掲げる資金の貸与を受けた者が指定医療機関の指定診療科以外の診療科の医師として勤務した場合においては、規則で定めるところにより、規則で定める額の範囲内で、当該資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第2号に掲げる資金の貸与を受けた者について準用する。この場合に おいて、前項中「指定診療科」とあるのは、「特定診療科」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障のため当該資金を返還することができなく なった場合は、当該資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。